

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 85 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[其他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 個人情報の海外への移転（個人情報保護法）

オーストラリアに拠点を置く企業は、オーストラリアで収集した情報を海外に移転する場合に適用される個人情報保護規制（特に 1988 年連邦プライバシー法（以下「プライバシー法」））について十分に理解しておくことが重要です。

プライバシー法における義務の対象となるのは「APP 事業者」であり、①連邦政府機関、すべての医療サービス提供者および連邦政府の請負業者、ならびに②年間売上高 300 万豪ドル（約 2 億 8,500 万円）以上の民間企業および非営利組織等が該当します。また、年間売上高が 300 万豪ドル未満の企業でも、たとえば個人情報の取引を行っている場合や大企業と関係がある場合は、APP 事業者の定義に含まれる可能性があります。個人情報を海外に移転する場合、APP 事業者は、原則として、海外の情報受領者がその情報に関して APP に違反しないことを確保するために、強制力のある詳細な契約上の取決めを行う等の合理的な措置をとる必要があります。

本稿では、プライバシー法の概要を説明したうえで、個人情報を海外に移転する場合に注意すべき点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## [Japan Practice 紹介サイト](#)



## その他の注目のトピック

### 新政権の政策（競争・消費者法）

オーストラリアの労働党政権は、制裁金の引き上げと「スーパーコンプレイン（Super Complaint）」機能の新設により、反競争的な行動に厳しく対処することを約束しています。現在、2010年競争・消費者法（連邦法）の違反に対する制裁金の最高限度額は、企業の場合、①1,000万豪ドル（約9億5,000万円）、②違反から得た利得の3倍、③違反前12か月間におけるオーストラリアの売上高の10%の中で、最も高い金額とされていますが、労働党政権は、上記①を5,000万豪ドル（約47億5,000万円）に引き上げることを表明しています。また、スーパーコンプレイン機能の新設により、特定の消費者団体や財界団体は、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）に対し、深刻な苦情について調査するよう求めることができるようになります。

本稿では、労働党政権が表明しているこれらの政策について、現段階で明らかになっていることを紹介し、その影響や課題を検討します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### 他州の土地を所有する QLD 州土地所有者への増税（税法）

2022年6月30日、クィーンズランド州の土地税の計算方法を大幅に変更する2022年 Revenue Legislation Amendment Act (Qld)が裁可されました。これにより、2023年6月30日以降、同州の土地所有者は、土地税の計算にあたって、他の州・準州で所有する土地の価値を考慮に入れる必要があります。具体的には、オーストラリア全体で所有する土地の総価値に対応する税率を踏まえて計算された額を前提に、クィーンズランド州の土地が占める割合に基づいて土地税の額が計算されるようになるため、他の州・準州でも土地を所有している場合は土地税の負担が増えることが見込まれます。

本稿では、土地税の計算方法の改正について数値例も交えて解説し、改正の影響を検討します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## フェニックス行為を取り扱った裁判例（会社法）

フェニックス行為とは、典型的には、会社が負担している債務だけを残し、会社の優良資産を適正価格未満で他の関連会社に売却するような行為をいい、会社法の下で規制されています。

最近の裁判例において、フェニックス行為である債権者詐害的な取引（creditor defeating transaction）が行われた事案が初めて取り扱われました。この裁判例では、会社の清算人は、詐害的な取引の一部として移転された財産自体を回収できるのみであり、移転された財産を得た第三者がその後それを使用することで得た他の財産を回収することはできない、という現行法における救済措置の限界が強調される結果となりました（IntelliComms Pty Ltd (in liq) [2022] VSC 228; IntelliComms Pty Ltd (in liq) (No 2) [2022] VSC 310）。

本稿では、上記の裁判例を紹介し、フェニックス行為について会社法が用意している方策と限界を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## Implied undertaking の遵守（訴訟）

オーストラリアの裁判では implied undertaking（黙示の約束。Harman undertaking とも呼ばれます）という義務が存在し、裁判所の規則や命令により提出を強制された文書について、訴訟当事者は、当該訴訟手続きと合理的に関係する範囲を超えて使用してはならないとされています。ディスカバリー等で文書を受領した当事者は、裁判所の許可がない限り、その文書や記載情報を、付随的あるいは隠された目的のために使用したり開示したりすることができません。文書提出の強制はプライバシーの侵害に当たるものであるため、公共の利益の観点から、このような強制が司法の求めるところを超えて広げられてはならない、という考慮に基づくものであるといえます。

本稿では、implied undertaking の概要を説明したうえで、これを確実に遵守するための実務的なポイントを解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021年改正法施行後の動向と注意点）」（2021年8月31日）

加納弁護士が、2021年8月31日に「FIRB 承認申請実務（2021年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

### ウェビナー開催のご報告：「2021年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021年6月22日）

加納弁護士が、2021年6月22日に、ウェビナー形式にて「2021年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

## 最近の出版物等

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール : [hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹  
メール : [syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



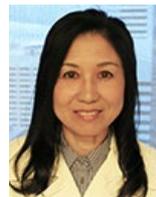
ロイヤー 嶋田雅  
メール : [mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロイヤー Kai Priestly  
メール : [kpriestly@claytonutz.com](mailto:kpriestly@claytonutz.com)



外国資格実務家 梶原康平  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール : [kkajiwara@claytonutz.com](mailto:kkajiwara@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール : [kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)